

アメリカ社会と「男女共同参画」 —議会と女性を中心に—

相内 真子

北海道女子大学人間福祉学部専任講師

はじめに：

アメリカ社会における「平等」――

日本が、「男女共同参画社会基本法」を制定し、公的・私的両領域における性の平等を明文化したのとは対照的に、「男女平等先進国」とみなされるアメリカには、それに相当する法律は見あたらず、なにより連邦憲法に性の平等が規定されていない。連邦憲法に男女の平等を規定する修正条項(ERA=Equal Rights Amendment)を求める運動が不成功に終わり、性の平等は、主として人種の平等を目的に制定された憲法修正第14条の平等保護条項や公民権法などによって保護されている。

多様な人種や民族によって構成されるアメリカ社会は、平等や公平の問題にとりわけ敏感である。社会の主流への「共同参画」政策は、性だけではなく、あらゆる人種・民族間の公平を保障するよう配慮されたものでなければならないとされてきた。一方で、アメリカは個人主義の国である。成功は、個人の努力次第であり、個人の努力が正当に評価される仕組みが、自由で公正な競争である。そこで、社会のすべての成员に開かれた自由な競争=機会の平等こそが、社会的公平を担保する大原則であると考えられてきた。

しかしながら、「自由で公正な」競争の結果、女性は男性に対して、また、人種的・民族的マイノリティは白人マジョリティに対して、ますます劣勢に

立たされることになった。女性やマイノリティたちは、「自由と公正」の意味を疑いはじめたのである。すなわち、「機会の平等」は、歴史的に差別を受け続けた結果、現状において不利な条件にある人たちに、そうでない人たちとの競争を強いるものであり、それは彼らをさらに悲惨な状況におこことになった。「機会の平等」に代えて「結果の平等」が強く求められた背景には、自由で公正な競争に対する失望と怒りがあったといえよう。1960年代の様々な社会運動は、白人男性に主流を独占され、多様性を欠いて硬直化したアメリカ社会に対する異議申し立てであった。

1960年代の公民権運動や女性解放運動の結果、女性やマイノリティに対する、雇用上や他の様々な差別を是正するために、賃金平等法や前出の公民権法が制定され、さらにアファーマティブ・アクションとよばれる大統領行政命令が出された。「積極的差別是正措置」と訳されるアファーマティブ・アクションは、過去の差別的慣行の結果現存する差別的状況を是正するために、雇用においては採用や昇進に、教育においては大学や大学院などの高等教育機関への入学において、一定の範囲で女性やマイノリティを優遇するよう、政府機関はもとより、政府機関と契約する企業、大学などに求める画期的なものであった。しかしながら、女性やマイノリティを白人男性に優先させて採用・昇進させる、あるいは入学させる制度に対しては、逆差別であるという批判が強く、多くの論争を巻き起こし、判例も揺れ動いている。

最近では、アメリカの保守化傾向を背景に、アファーマティブ・アクションへの攻撃がかつてないほど激しくなっている。1996年には、カリフォルニア州で、アファーマティブ・アクションの廃止を求める住民提案が、賛成多数で可決され、また、テキサス大学の法律大学院は、白人学生による逆差別訴訟に敗訴した。2000年の選挙では、いくつかの州でカリフォルニアに続く動きが予想される。クリントン大統領の強い支持表明にも関わらず、アファーマティブ・アクションに対する挑戦は、今後いっそう激化するに違いない。

以上みてきたように、アメリカにおける性の平等の議論は、他のマイノリティの問題を必然的に含む「社会的公平」をめぐる議論に発展せざるを得ない。さらに、アメリカ社会の主流への参加を巡る問題は、その優先順位が「奴隸の解放が先か女性の解放が先か」でかつて争われたように、現在も女性を他のマイノリティと競わせ、彼らを様々な局面で分断している。また、女性運動の内部においても、人種的マイノリティの女性と白人女性との間に様々な対立が存在する。アメリカにおける「男女共同参画」は、このような複雑な事情を背景に、主として女性による平等要求・権利獲得運動として下から推進されてきたのである。

を示してきた。

NOWが、全米規模で展開した前出のERA制定運動は、1972年に圧倒的賛成多数で連邦議会を通過したものの、その後右派の猛烈な抵抗に遭遇し、憲法修正に必要な38州の批准に3州を欠いたため、82年に時効で廃案となった。この結果、前述したように、アメリカ合衆国には、性による差別を禁止した憲法条項が、連邦レベルでは存在しない。ERA不成立の要因はいくつかあるが、最大のものは、反対派を団結させ、かつ政治的プロパガンダに利用された「徴兵を含む男性との完全な平等」観であろう。女性運動の平等要求は、女性労働者の保護規定の撤廃にも向けられた。NOWは、ERA支持の立場から保護規定に反対し、裁判所の判断もNOWに傾いた。すなわち、多くの州法で定められていた女性労働者の保護規定が、性差別を禁じた連邦法違反とされ、次々に廃止されていったのである。NOWを中心とするアメリカの主流派女性運動は、アファーマティブ・アクションを含む平等立法を支持する一方、女性のみの保護規定を撤廃して、「男性と同等にアメリカ社会の主流に参加する」ゴールを目指したのだった。

・政治過程への参入：議会と女性

アメリカで女性が参政権を獲得したのは1920年であるが、有権者として1票を投じる以上の積極的な政治参加は、ごく最近までまれであった。1970年代以降、州議会を中心に地方政治に進出する女性が徐々に増えはじめた。女性候補の増大は、女性候補を支えるネットワークの拡大を意味し、同時に、女性候補のプールが充実しつつあることを示していた。すなわち、議員の資格要件として重視される、弁護士をはじめとする専門職に就く女性が増加しつつあることを示していたのである。

しかしながら、初期の女性の議会進出は、多くの困難を伴うものであった。それは、候補者、有権者、そして政党がいずれも性別役割規範を克服できなかったからである。すなわち、既婚女性の多く

● 主流への参加：エンパワメントを求めて――

・アメリカの女性運動

ベティ・フリーダンは、「女性が男性と同等にアメリカ社会の主流に参加すること」を目標に、1966年NOW（National Organization for Women＝全米女性機構）を設立し、初代会長に就任した。NOWを中心とした70年代の女性運動は、まさにこのゴールをめざして、「男性と同等の権利」を要求し、「男性と同等の責任」を引き受ける意思

が、母親役割を優先させ子育て後に選出するためには、概してその初当選年齢は高く、議会でキャリアを積みリーダーになるにも、また上位の議会へ進出するにもそれは不利であった。他方、有権者も政党も女性を二流候補として扱った。支持政党の候補であっても女性なら投票しないとする有権者が多く、政党は二重基準を用いて女性候補にハーダルを高くする一方、負けが確実な選挙区に女性候補を出馬させた。議員の突然の死や疾病、事故などで議席が空いた場合には、政党は妻を代りに据えてしのぎ、有力な男性後継者が現れるや否や妻をお払い箱にした。この時代の選挙には、あからさまな性差別が存在したのである。

しかしながら、女性の社会進出が進むにつれ、女性候補の不利は徐々に克服されていった。有権者間の女性候補に対する偏見は少なくなり、選挙運動は政党の手を離れ、候補者自身が担うキャンペイン・スタイルへと変化した。政党に頼らず、「女性が女性を支援する」ための組織が生まれ、ネットワークが広がった。NOWをはじめ、いくつかの全米レベルの女性組織は、議会へ女性を送るために、70年代半ば頃から次々にPAC (Political Action Committee=政治活動委員会。選挙活動・資金調達団体) を設立し、有力候補の発掘、資金の調達、世論調査や候補者トレーニングなどの活動を精力的に展開した。こうした活動は、レーガン／ブッシュ政権下で保守化傾向が強まった80年代にさらに活発化した。1985年に設立された女性PAC、EMILY's List^{*1}の成功は、女性の政治力がもはや軽視できないことを全米にアピールしたのである。

・女性の年

1991年、連邦最高裁判所判事に指名されたクラレンス・トマスの承認を巡って、そのセクシュアル・ハラスメント疑惑を審議する連邦上院司法委員会の公聴会の模様が、全米に放映された。この映像は、政治の中核がいかに男性主導の価値と文

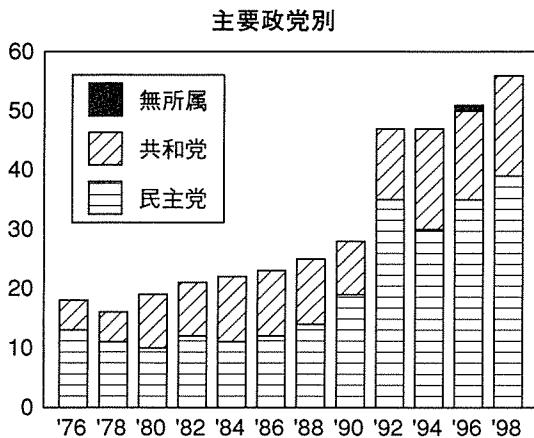
化の中にあるかを女性たちに再認識させ、このときの女性たちの怒りが、翌92年の大統領選挙と連邦議会選挙における共和党の敗北と、女性候補の歴史的勝利につながったことはよく知られている。「女性の年」と呼ばれるこの92年選挙以降、女性たちは94年の「怒れる白人男性の年」選挙の反動を耐えしのいで議席を減じることなく、さらに「女性有権者の年」と呼ばれた96年の大統領選挙・連邦議会選挙では、女性票の重みを実感させた。

ところで、図1・2にみるよう、連邦議会・州議会の女性議員数は増え続けているとはいえ、その実態は「男女平等」とは大きくかけ離れている。すなわち、女性や有権者、政党の意識変革や行動だけでは、女性の「政治的過少代表」を解消するには限界があることは明らかである。女性の政治的過少代表状態が、現職の圧倒的優位や小選挙区制という、アメリカの選挙制度の構造に起因するという指摘は以前からなされていた。実は、「女性の年」における女性候補の歴史的勝利は、実際には、いくつかの事情^{*2}から現職議員が多数引退し、空席(オープン・シート)が激増したという、アメリカ政治においては極めて稀な選挙環境に大きく負っていたのである。

女性の問題も含め、政治的過少代表をどう解決するかについては、これまでにも多くの議論がなされてきた。例えば、連邦下院で人種的マイノリティに一定の議席を確保する方策として、その代表が選出されやすいように、選挙区を意図的に区割りすることも可能である。しかし、これは彼らを特別な選挙区に囲い込み、ゲットー化を招くであろうし、むしろ選挙の公平性を疑わせよう。また、全州1区で候補者を複数連記する方法は、有権者が女性候補に投票しやすい環境になるため、女性の選出に有利とされているが、連邦議員選挙に適用することは困難と思われる。

より平等な代表制を実現するために、任期制の導入^{*3}や選挙制度の抜本的改革を視野に入れた

図1 連邦下院選挙における女性当選者の推移
(1976~1998)

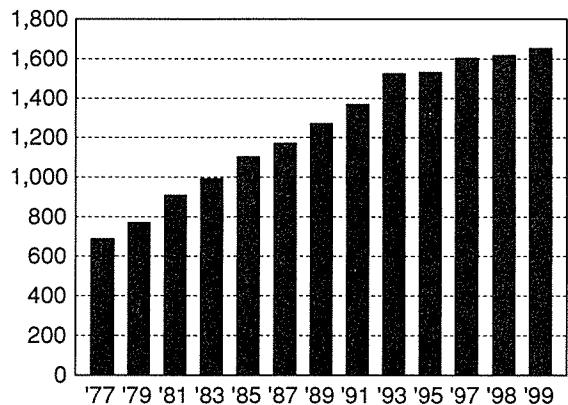


- * 1999年現在、女性下院議員の割合は、全下院議員435人中約13%である。
- * なお、上院では、およそ80年間、女性議員はまったくないか、1人または2人にとどまっていた。「女性の年」を契機に女性上院議員も増え、現106議会には9人の女性が選出されている。全上院議員100人中、9%にあたる。

研究や議論も活発である。しかし、当面は、現行制度下での競争が続くと考えられ、女性PACは、オープン・シートをいち早く探し出し、有力な候補を出馬させ、可能な限りの資金援助を行うことに力を注いでいる。

前出の EMILY's List は、92年選挙で全米のPAC中最高額の資金を集めて注目された。EMILYは、資金のすべてを民主党の有力女性候補に提供し、その成功に大きく貢献したが、その後の選挙でも、献金高では常に上位に位置している。EMILYが多額の資金を調達できる背景には、EMILYを支持する女性たちの社会的地位の向上をみることができる。女性PACの資金集めは、従来小口の献金を広く募る方法が一般的であったが、近年では、女性参加者から一晩で数千万円を調達するパーティーも開かれ、この限りにおいては「男女平等」が浸透しているといえよう。一方、民主・共和の二大政党が、女性候補に対する資金援助を

図2 州議会における女性議員数の推移
(1977~1999)



- * 州議会の女性議員比率は一貫して上昇傾向にあり、1999年現在22.3%である。女性比率は州によって異なるが、現在最も高いのはワシントン州の40.8%、最も低いのはアラバマ州の7.9%である。西部や北東部州で高く、南部で低い傾向がある。

特別に行うケースもみられ、女性候補を優遇するアファーマティブ・アクションを実践しているといえる。

以上みてきたように、政治にかかる領域では、女性を特化する法制上の保護も公的な支援も、ほとんどないといってよい。アメリカにおける「男女共同参画」は、女性たちの不断の実践と強力な参画要求=平等要求の社会運動によって、自ら勝ち取りつつあるものであり、またこれからもううであり続けるものであろう。

おわりに：家庭における「共同参画」

「男女共同参画社会基本法」第6条にあるように、女性が公的領域で十分な活動ができるためには、私的領域における男性の協力が不可欠であ

る。このことは、アメリカにおいても同様である。しかしながら、家族を含む私的領域に残存する性別役割規範は、政府が私的領域に介入すべきではないとするアメリカ社会の伝統に支えられて、女性の社会的活動を依然として制限する効果をもつていて。家事や育児についての夫の協力が、女性の就業を支える大きな要因の一つであることは、日本もアメリカも変わりはない。

ワシントン・ポスト紙による1998年の調査から、フルタイムで働く子持の夫婦の場合、1週間に家事に費やす時間は、妻が20時間であるのに対して夫は10時間であり、家事負担の大部分が依然として妻にかかっている実態が明らかになっていている。妻が議員であるケースについて、家事の分担に関する調査が特にあるわけではないが、最も激務と考えられる連邦議員を務める女性たちに関して、興味深いデータがある。現在より1期前の第105議会に在籍した女性上院・下院議員計63人の家族関係についてみてみると、このうち非婚者は4人で、大多数が既婚者であり、実子・養子を含めて複数の子どもを養育しているケースが多い。地元や家族を離れての首都ワシントンでの生活、さらに首都と地元との頻繁な往復など、議員が仕事と家庭責任を両立させることは、現実には性を問わず難しい。しかし、女性議員の夫が性別役割規範を強く内面化している場合は、妻の議員職と家庭責任との両立はさらに困難になり、夫婦が離婚を選択する場合もありえよう。事実、これらの女性議員のうち17人が離婚者であり、同議会の男性議員472人中22人がそうであるのに比べて、離婚者率ははるかに高い。女性議員の離婚が議員生活開始後なのかその前なのか、またその理由が彼女たちの政治的野心によるものかどうかは不明であるが、女性の場合は、公的領域における「共同参画」の実践が、私的領域における「共同参画」によって必ずしもサポートされていないとみることができる。政治の世界における「男女共同参画」は、女性の側からの努力だけでは、実現が難しいので

ある。

最後になるが、「男女共同参画社会基本法」は、女性の主流への参画の重要性を明言し、それを強力に推進するために、アファーマティブ・アクションにあたる「積極的改善措置」を規定し、さらに、家庭生活と他の活動との両立を義務づけるなど、公的・私的両領域にわたる性の平等を、法律によって保障する画期的なものである。日本の女性たちがこれを十分に使いこなし、足踏み状態のアメリカを追い抜いて、実質的な「男女共同参画社会」を実現させることができるのであるのか、注目に値しよう。

(あいうち まさこ)

[註]

*1 組織の名称は、Early Money is Like Yeast (先行投資はイーストのようにパン種を大きくする) の頭文字に由来し、その主たる活動は、支援リストに載せた有力女性候補に、早期の選挙資金を提供することである。女性PACには超党派のものが多いため、EMILYは民主党候補のみを支援する。

*2 議員の小切手不正使用に対する有権者の批判が強かった、選挙区再区割りで従来の支持基盤を失った、この年の退職者には年金が増額されることになった、などの事情が現職議員の例外的な大量引退を引き起こしたと考えられる。

*3 1999年3月現在、18州が州議会に議員の任期制を導入している。連邦議会への任期制の導入については、最高裁が連邦憲法の修正を必要とするという判断を示し、実現していない。

[参考・引用文献]

- ・渡辺和子編「アメリカ研究とジェンダー」(世界思想社、1997)
- ・Cook, Thomas, and Wilcox eds., *The Year of the Woman* (Westview, 1994)
- ・Thomas, Wilcox eds., *Women and Elective Office* (Oxford University Press, 1998)